

弁護団、新裁判長と協議

「拷問による自白」も再審の理由に加える



裁判長、「泊会議」「細川論文」についての検討・判断も回避しないと約束

さる7月2日、第4次再審請求弁護団は横浜地裁へおもむき、新たにこの裁判を担当することになった裁判長や検察官と協議しました。

出席したのは、大島隆明裁判長ほか竹下雄、横倉雄一郎両裁判官と武田康孝検察官、弁護団からは佐藤博史主任弁護士、大川隆司弁護団長、それに横山裕之、木村文幸弁護士が出席しました。

この三者協議の結果、これまで再審請求の理由として挙げていなかった「拷問」を加えることになりました。その経緯を、木村弁護士の報告をもとに伝えます。

▼第4次再審請求の理由として挙げているのは、「泊会議の虚構」と「細川論文が共産主義啓蒙論文

でないこと」の2点です。

第3次において「特高による拷問」を理由に再審開始が認められたことは、もちろん先刻承知です。しかし「拷問」を理由にすれば、

第3次の「免訴判決」の轍を踏むことになります。

第4次では、あくまで横浜事件の「真実」を明らかにすることを求めています。したがって、あえて「拷問による自白」の主張はしないのだと弁護団は述べました。

No.61

2007.11.10

(事務局)

〒101-0064

東京都千代田区

猿楽町1-4-8

松村ビル401

TEL03-3291-8066

FAX03-3291-8066

▼それに対し新裁判長からは、故小野康人氏に対する原判決で唯一の証拠となっているのは自白だから、やはり「拷問による自白」の主張はされた方がよいのではないかと、という意見が述べられ、またその主張があったからといって、「泊会議の虚構」や「細川論文」について全く判断しないということとはない、ということでした。

▼以上のような協議をもとに、弁護団は再審請求の理由として新たに「拷問」を加える「補充書(5)」を作成し、9月、裁判所に提出しました。今号の4ページ以下に掲載しています。ご覧ください。

ぜひ続けて会員になってください!

◆一九八六年11月に発足した「支援する会」はこの12月から22年目に入ります。

◆第3次再審請求が「免訴判決」で実質的に幕を下ろされようとしている現在、横浜事件の真実を明らかにする裁判は、この第4次だけとなります。ぜひ続けて会員となって支えてくださるようお願いいたします。

■個人 1年間 二〇〇〇円 / 団体 1年間 五〇〇〇円

西尾忠四郎さんの手紙

再起への希望、家族への思い残したまま

▼「横浜事件は一枚の写真から始まった」といわれる。戦時下、細川嘉六先生の招きで編集者たちが先生の故郷、富山県の泊で、豪遊した際、旅館の庭先で写したスナップ写真である。これが神奈川県の特高警察により「共産党再建謀議」にでっちあげられたのだ。

これに参加したのは、細川先生を含め8人、ところが写真に写っているのは、前列に4人、後列に3人の計7人である。残る1人はどこに行ったか？ この写真のシャッターを切っていた。それが、当時、満鉄調査部に在籍していた西尾忠四郎さんだった。

▼西尾さんは泊旅行に参加した小野、相川さんたちと同じ一九四三年5月26日に検挙された。学生時代はラグビー選手だった頑健な体

格で、あまりに無法な取調べに憤慨し警官二人を投げ飛ばしたため、一層ひどい仕打ちを受けたという。

▼一九四五年に入り東京の空襲が激しくなったため、夫人は幼い子ども二人と共に島根県の西尾さんの実家に疎開した。そのため夫人に代わって在京のお姉さんが差し入れに通われたという。

▼6月30日、拘留所での劣悪な環境下で病を得て回復不能状態となり、病氣保釈で差し入れ屋の息子に背負われて拘留所を出たが、7月27日、永眠された。

この間、島根にあった夫人は気がでなかつたが、幼子二人を残しての上京もためらわれ、手間取っているうちに永別となったのだった。

その永眠の朝、西尾さんの死を看取られた夫人のお姉さんが茫然としていたところ、玄関でコトリと音がしたので出て見ると、一枚のハガキが落ちていて、それには夫人の名前と筆跡で、明日上京する、と書かれていたという。

■以上は、小野貞さんが親しかった西尾夫人から直接聞いた話として『横浜事件・妻と妹の手記』（高文研）に記されている。（梅田）

◆西尾さんのお嬢さんである諭香さんは、小野貞さんの関係から支援する会発足当初より、カンパ等ご支援くださり、貴重な資料までコピーさせてくださいました。

西尾さんの場合とても複雑な、なんともいいたくない悔しい無念の思いがいたします。ご家族はなおのこと察しながら、何度か諭香さんに思いを書いていたきたいとお願ひいたしました。そんな私に何度かお会いくださり時をおいで少しずつお話くださいました。

去る7月に放映された、北日本放送の「一枚の写真が……」で使用する西尾さんの写真をお借りするため諭香さんにお会いし、再度お話を伺ってきました。

疎開するにあたり西尾忠四郎さんに会いに行かれたときのことです。

当時、諭香さんは5歳、弟さんは1歳で、忠四郎さんは初めて弟さんを抱かれたということでした。

諭香さんはお父さんのあまりの変わりように、とても驚いたことをおぼえているそうです。諭香さんの中でこの事件はまだ終わっていないのだと思います。そしてきつと終わることはないのかもしれません。

横浜事件はたんに拘束され拷問を受けた人たちのみの事件ではなく、今なおご遺族の心に傷を負わせ、癒えることがないのです。

◆西尾忠四郎さんは、一九四五年6月30日病氣保釈され、千束の家に帰られますが、次の手紙は7月

5日付、わずか5日後に疎開先の
 瑜香さんと弟さんにあてて書かれ
 たものです。

*

《お父ちゃんは瑜香たちがレ
 コードを聴いたり寝たりしていた
 お部屋で、毎日毎晩寝ながら静か
 にご本を読んだり、おかあちゃん
 とおばちゃんが大切にしておいて
 下さった新聞を読んだりしていま

す。お粥と赤ちゃんのようなやわ
 らかいお野菜とがご馳走です。ご
 病気は少しずつ良くなつてゆき
 ます。謹二は悪戯つ子ですか。今
 日は、道おばちゃんは、朝から横
 浜へ御用で出かけました。お隣の
 おばちゃんがお留守してください
 ました。平田や庄原の姉ちゃんに
 ご本をあげたいけどもどんなのが
 いいか瑜香から聞いてください。

平田へは明日お手紙書きま
 す。(原文はすべてカタカ
 ナ)

*

◆次の手紙は西尾さんが
 保釈される8日前に投函
 されています。

この手紙は北千束の家
 に送られ、義姉道さん読後、
 疎開先の夫人へ送るよう書
 かれたものです。

*

《姉上は読後須和へ急送
 のこと

五・二六付け手紙よくよ
 む。よく意味わかる。万葉

古歌うれし。

北千束の家一軒だけ戦火を免れ
 たことも知る。留守宅の今後につ
 いても相談したい。

予審終了。公判にはまだまだで
 すが、時局柄皆さん忙しいでせう
 から、今から弁護士正式に決めて
 おきたいと思ふ。就いては幼児か
 ら満鉄入社し今日まで知り合いお
 世話になつてきた来間○先輩には
 非依頼して下さい。然し氏は満鉄、
 満日赤○会の仕事以外翼壮の仕事
 大忙しで、断られるかも知れない。

その時は

①横浜付近に住む人(例片山哲氏)
 ②満鉄(大陸)に通じた人で氏の
 友人を紹介して貰ふ。氏から頼ん
 で貰つて下さい。小生はこの場合
 父子二代にわたる大陸政策家の先
 輩たる宮崎龍介氏にお願ひしたい
 ことを申し添えて下さい。とあな
 たは手紙でたのみ、その上道姉に
 は来○氏に一度お願ひに参上させ
 て下さい。

その後身体六月になつてもよく
 ならず、肝心の腹さへよくなつて

くれたらと思ふのに下痢腹の腫
 れ、痛み止まず、思ひ切つて十日
 から月末まで浅のや弁当も中止。
 おかゆに頼んでいます。腹がへる
 のはわかっているけれど一刻も
 早く根治させねば、身体を維持で
 きないから。●整腸薬のいいのが
 あつたらたのむ。ワカモト或はエ
 ビオスもたのむ。●他の栄養薬(肝
 油・カルシューム)は絶対ダメ。

玉子はユデ玉子より生又は半熟に
 して下さい。すべて腸に良悪をよ
 く調べ、少しでもいいから入れて下
 さい。沢山は困る。●藤村、二葉
 亭、啄木、蘆花集たのむ。

●右二件(弁護人の件・小生の保
 健上の相談)のため道姉に一度こ
 ちらで面会できるやう判事殿に頼
 ませて下さい。》

*

◆瑜香さんに頂いた貴重な資料を
 これからも紹介します。次号には
 相川博さんの手紙と瑜香さんへの
 手紙を紹介したいと思つていま
 す。

(金田)

再審請求補充書

(5)——(平成19年9月)

横浜地方裁判所第2刑事部御中

弁護士	大川 隆司
同	佐藤 博史
同	笹森 学
同	横山 裕之
同	木村 文幸

再審請求の理由として なぜ「拷問による自白」を挙げなかったのか

弁護人らは、第4次再審請求と呼ばれる本件再審請求で、再審請求の理由としては、平成14年3月15日付再審請求書記載のとおり、

① 「泊会議」は虚構である、

② 細川論文は共産主義的啓蒙論文ではない、

ということのみを掲げ、「拷問による自白」は主張してこなかった。

「拷問による自白」が横浜事件を特徴づけるものであるが、横浜事件の真実とは、「泊会議」という虚構に基づいて、細川論文が共産党再建のための共産主義的啓蒙論文とされたことであり、横浜事件の真実を明らかにする再審請求とは、自白しなかった細川の無実をも明らかにするものでなくてはならず、「拷問による自白」のみならず、「拷問による自白」のみに光を当てることが、かえって横

浜事件の真実を隠すことになると考えたためである。

ところが、大島隆明裁判長は、平成19年7月2日の三者協議の場で、裁判所は、主張された再審請求理由の全部について判断し、「拷

問による自白」だけを判断の対象とするようなことはしない旨明言された。

そこで、弁護人は、新たに「拷問による自白」を再審請求の理由として主張する。

確定判決での「自白」の占める位置 有罪認定を支える証拠は「自白」のみ

確定判決(事務局注)一九四五
年9月15日の小野康人氏に対する
有罪判決)は、有罪認定の「証拠」
として、

の4つを掲げている。

「一、被告人ノ当公判廷ニ於ケ

つまり、確定判決の有罪認定を支える証拠は、小野と相川の自白だけである。

ル供述

したがって、小野や相川が拷問によつて自白したとすれば、その

被告人質問調書ノ記載

自白は証拠能力がないか、少なくとも、その信用性は否定されなく

一、本件記録編綴ノ相川博ニ対

てはならず、小野や相川の自白が

スル予審第四回被告人質問調書謄

拷問によるものだった場合は、そのこと故にも再審が開始されなく

本ノ記載

い。

注・「記載」の誤記と思われる)

「拷問による自白」

小野、相川氏の口述書に見る拷問の実態

ところで、小野の口述書および相川の口述書によれば、小野、相川が、それぞれ、平賀警部補、森川警部補、杉田巡查部長、松下警部らにより拷問を受けたこと、拷問の結果、あきらめて、特高の言うなりになり、自白をしてしまったこと、検事に対しても警察にいつるときであったため全面的な否認ができなかったこと（小野）や、

検事にも強迫されたこと（相川）、その後は否認に転じても起訴されませんでしたことが明らかである。

なおこの口述書は、横浜事件関係の元被告人が特高警察による拷問を受けたことについて特別公務員暴行傷害事件として告訴した際に作成した口述書の一つである。

そして、この小野、相川の各口述書の中に出てくる拷問を行った

警察官のうち、松下警部（松下英太郎）、森川警部補（森川清造）は、特別公務員暴行傷害罪によつて有罪確定判決を受けた者であり（横浜地判昭和24年2月25日、東京高判昭和26年3月28日、最判昭和27年4月24日）、これらの者を含む特高警察による拷問の事実が明らかである。

なお、上記拷問事件判決は、益田直彦に対する拷問につき特別公務員暴行傷害罪の成立を認めためたものであつて、小野、相川に対する拷問の事実を認めたものではない。しかし、上記拷問事件判決の被告人三人のうち二人は小野、相川の場合と同じであること、同判決は、「益田直彦に対し或は頭髮をつかんで脛間に引き入れ或は正座させたうえ手拳、竹刀のこわれ

たもの等で頭部、顔面、両腕、両大腿部等を乱打し又は之により腫れ上つた両大腿部を靴下穿きの足で踏んだり揉んだりする等の暴行凌虐の行為を為し……」と判示し（前掲東京高判昭和26年3月28日）、これらの行為は、小野の口述書に記された森川らの暴行（「私の髪を握つて、ぐいぐいひっぱり、額を床に打ちつけ、靴でけるのです」、「最初竹刀で、やたらになぐつていきましたが、その中、竹刀をバラバラにほぐして、巡査と二人で無茶苦茶に打ち、更に靴で蹴り……」など）相川の口述書に記された森川らの暴行（「……竹刀で、

頭、背中、顔、手足を三十分間に亘つてなぐりつけ……両腿を靴のかかとで踏んだ」、「私の手、足、頭、顔を竹刀の竹で打たせ、次いで私の髪をつかまえて引き倒し、打ちつける、踏むの暴行を加え、私を遂に気絶せしめた」など）と酷似していることから、小野および相川の口述書記載のとおり、小野および相川に対しても、森川、松下らによつて拷問が行われたと推認することが出来る（第3次請求に関する東京高裁決定・平成17年3月10日判タ一一七九号一四六頁参照）。

【東京高裁決定・17年3月10日】

最高裁が認めた益田直彦氏への拷問は例外的出来事ではなかった

「すなわち、いわゆる横浜事件関係被告人益田直彦に関する司法警察官3名の上記有罪確定判決が、直ちに（請求人ら）につき旧

刑訴法四八五条七号のそれに該当するといえないとしても、その確定判決の存在により、（請求人ら）及び他のいわゆる横浜事件関係被

告人が上記告訴をするに当たって提出した、告訴状の付属書類である各口述書写し……等の信用性を否定することが極めて困難になったといわなければならない。益田直彦に関しては、上記有罪確定判決において、同人作成の口述書写し〔証拠略〕において述べられているところとほぼ同様の拷問の事実が認定されているところである。また、多数の告訴事実から益

「自白」に信用性はない

そして、小野の口述書によれば、拷問の結果、事実を反する自白をしてしまったことのほか、自ら述べていないことまでが調書に記載されたこともうかがえるのであって、「而も、調べるのではなく、くまなく拷問に終始しているの

田直彦に対する拷問の事実のみが起訴されたのは、同人の口述書写しにあるように、口述書作成当ても両股に傷跡が残っているなどの立証方法があったからであることがうかがわれるから、益田直彦に対する拷問が、いわゆる横浜事件の司法警察官による取調べの中で例外的出来事であったとみるべきものではない。」

に、何一つ言いもしない事が、私が白状した事になつて聴取書というのかいてあるのですから驚きますし、いずれにしても、確定判決が掲げた小野及び相川の「自白」の証拠能力および信用性は、これを否定しなくてはならない。

拷問の「口述書」も無罪の証拠

以上のとおりであつて、確定判決を支える唯一の証拠とも言つべ

き小野と相川の自白は、①泊会議の虚構、②細川論文の非共産主義

的啓蒙論文性によつて客観的に事実と反するものであるが、③拷問によつて得られたものである、という意味でも、その証拠能力および証明力が否定されなくてはならず、上記拷問事件判決に小野の口

小野康人さんの「口述書」

私はこのような拷問を受けた

▼戦後（昭和二十二年四月）横浜事件の被害者たち（三三名）は、虚構にもとづく自白を求めて凄惨な拷問を加えた特高警官たちを告発、その実態を裁判官に伝えるため各人が自分の受けた拷問について口述書を執筆し、提出した。

▼今回の補充書に小野さんと相川さんの口述書の一部が引用されているが、ここに小野さんの口述書を抜粋紹介する。（原文は旧かな）

*

《口述書

小野 康人

自分は、改造社の元社員であつ

述書を加味すれば、上記③の事実が認められるから、小野の口述書も確定判決につき無罪を言い渡すべき明らか証拠であると弁護人は主張する。

以上

て、改造社に勤務中、治安維持法違反の嫌疑を受け、昭和十八年五月二十六日の午前六時頃、横浜地方裁判所検事、長谷川明の礼状により、即日横浜警察署に留置され、更に同年九月十四日、同磯子警察署に移され、昭和十九年四月六日、警察調書とともに横浜拘留所に移換、同年五月二十日検事起訴、予審に廻付されて横浜地方裁判所予審判事、石川勲蔵の取調べを受け、昭和二十年七月十七日保釈、昭和二十年九月十五日、八並裁判長により懲役二年、執行猶予三年の刑に処せられたものであり

ます。

私が治安維持法に違反している、と、警察で勝手に認定した最も具体的理由は、私が雑誌「改造」を編集していたということ、及び雑誌「改造」の執筆家の一人である細川嘉六を中心に「細川グループ」という非法法組織を組織し、その発展として「細川」の郷里である富山県新川郡泊町所在紋座旅館で、日本共産党再建準備会というものを結成したという、まったく根も葉もない、虚構の事実で立脚しているものであります。ところが、ちょうど二年六ヶ月という長い期間、私は、この根も葉もない理由のために自由を奪われ、あまつさえ、世人の到底想像できない、言語に絶する拷問の責め苦に会って、まさに死の一步手前を彷徨させられてきたのであります。

私は、自分が、そういう拷問を受ける当然の理由があつたのなら、今日あえて、これを言語に絶するなどは考えないのであります。

す。ところが、彼ら検察当局が私に加えた鞭は、まったく虚構そのものに立脚するものであつたのでありますから、これは、たんなる主義や主張の問題でなく、人道の問題としても、あくまでも、究明すべき問題だと、確信するものであります。

それ故、以下、警察当局、及び予審廷における取調べの状況を具体的に述べて、まさに狂気の沙汰としか考えられない暴状をここに具申し、民主的新日本建設の一礎石たらしめんことを希求する次第であります。》

*

《寿署に着くと、最初、講堂に連れ込まれて、小憩の後、正午ごろ平賀警部補が取調べを開始しました。(中略)

「お前は共産主義をいつ信奉したか？」

と、問われました。

「自分は、嘗てそういう考え方をしたこともあつたが、十年前前からまったく、共産主義からは離れ

ている」

と、答えました。すると、

「うん、なかなか手強いぞ、シラを切つても、泊会議はどうした、河童(注・細川先生のこと)はどうした、証拠は充分あるんだ」と言つて、

「まあ、こつちへちよつと来て貰おう」

と、私を同行の巡査と二人で武道場に連れて行つたのです。武道場に着くと、従来の態度とはまったく変わった、犬殺しのような態度になつて、

「やい、手前は、甘く見てるな」

と、私をそこに押し倒し、私が絶対に嘘を言つてない、と弁解しても聞かばこそ、最初は竹刀でやらに殴つていましたが、そのうち竹刀をバラバラにほぐして、巡査と二人で無茶苦茶に打ち、更に靴で蹴り、言うに耐えない悪口雑言を吐いて、約一時間、拷問を続けました。そして、へとへとになつた私の手をとつて、その尋問調書というのに、

問 お前は共産主義を何時信奉したか？

と書いてある次に、

答 ハイ、申し訳ありませんという一句を自分で入れ、私の名を書かせ、無理やりに拇印を押させたのです。》

*

《第二回目はそれから十日ほど経つてからのことです。(中略) 森川警部補、杉田巡査部長の二人がやつてきて、私を二階の一室に連れ出し、コンクリートの床にひきすえて、また拷問が始まつたのです。私は、

「日本の政治力を拡充するために、自分が編集者としての職域から努力して何が悪いのか」

と反問しました。すると、

「この野郎、髪の毛を一本一本引き抜いてやる」

と言ひ、私の髪の毛を握つてぐいぐい引つ張り、顔を床に打ちつけ、靴で腰を蹴るのです。一方、杉田は木刀でががん腰を打ち、

「お前らの一人や二人殺すのは朝

飯前だ、お前は、小林多喜二が何うして死んだか知っているか！」と絶叫しながら、約一時間にわたって袋叩きにし、私はとうとう気絶してしまいました。

私が、三十分ほどして気がつく、二人はニヤニヤ笑いながら、「今日はこの位にしておこう。お前らはこれをテロルと言っているが、俺たちはみそぎと言うんだ。やきのことだよ。ぶち殺して、生れ変わらすのだ」と言い、再び、私を留置場に放り込んだのです。》

*

この後も小野さんは何度もこうした拷問にさらされる。その激しさは、「殺してやる」という彼らの言葉が必ずしも嘘ではない、と実感させられるほど凄まじいものだったと口述書には書かれている。

会員の皆さんの声

▼片岡修さんの訃報に接し、あまりに早い旅立ちだと残念に思いました。

大塚一男
▼本当に心配な世の中になりました。どうか頑張ってください。

浅尾充子
カンパを寄せて下さった方々

- (7月) 小平克 鈴木三男吉 岩田綾子 百瀬雄彦 大塚一男 大槻道夫 永田誠 岩波書店労組
- (8月) 浅尾充子
- (9月) 永田誠

事務局より

▼片岡修氏のご子息・晋介さんが事務局を手伝ってくださいることになりました。今までも校正のときは、読み合わせなどでお父さんを手伝ってくださいたり、集会に参加され写真なども撮っていたりしてきています。事務局も老齢化していますが、若い晋介さんがお手伝いくださることは大変ありがたいことです。

片岡修さんとは、支援する会の発足当初よりご一緒でした。なれない私はずいぶんと相談に乗っていただき助けていただきました。まだ中学生だった晋介さんと事務局の仕事をするようになるうとは、思いもありませんでした。本来ならば、お父さんご存命のうちに再審勝利がしたかった。残念に思います。

▼岩波書店個人会員の会費取りまとめを片岡さん退職後、佐藤俊広さんがなさってくださいています。佐藤さんにはそのほかにも、ビデオのダビング等事務局の仕事を手助けていただいています。

このたび縁あってお手伝いをするようになりました。四月に亡くなった父が長いこと支援してきた問題です。再審・無罪を勝ち取ることが言論の自由を守ること―その思いを少しは引き継がねばと思います。不勉強で、また微力ではありますがありますが、どうぞよろしくお願いします。

片岡晋介

医学書院の上館良継さんにも会費取りまとめを長いことお願いしてきました。本当にありがとうございます。

▼今年も余すところ2カ月あまりです。今年の会報はこの号で最後となります。また来年もよろしくお願いたします。

▼財政が非常に厳しくなっています。会費更新をどうかお願いいたします。

▼今一度拷問の実態を生の声で聞いてください。チラシを同封いたしました。ビデオテープ一五〇〇円(送料別) (金田)

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8
松村ビル401
横浜事件再審裁判を支援する会
tel/fax 03-3291-8066
〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円
●郵便振替 00130-7-150641
●銀行振込 みずほ銀行九段支店
普通預金口座 1478864
横浜事件再審裁判を支援する会